

カワウ対策アクションプラン

令和6年3月29日
宮崎県農政水産部水産局水産政策課

1 趣旨

カワウは、全国的に分布及び生息数を拡大しており、これに伴う漁業被害の増加が問題となっている。本県においても、これまで内水面漁協等による駆除対策が実施されてきたが、令和2年度にはコロニーの存在が確認されるなど、影響の拡大が懸念される。

このため、第二期宮崎県内水面漁業活性化計画の有害鳥獣捕獲による被害の防止措置に関して、カワウ対策を効果的に実行するための具体的な年次行動計画を整理し、関係団体や行政機関で共有することを目的としてカワウ対策アクションプランを策定した。

2 現状

(1) カワウの飛来状況

県では、令和元年度から（一財）宮崎県内水面振興センター（以下「センター」という。）へ業務委託し、段階的に調査範囲を拡大しながらカワウの生息状況調査を実施している。

本県の飛来状況の特徴としては、秋季から冬季にかけて越冬のために他県から大規模に飛来し、春季の繁殖期には減少する季節的な飛来の傾向があるが、近年は県内に残留する個体によるコロニーの形成が確認されている。

令和4年度の調査における県内の延べ個体数は、春期（4～6月）が378羽、夏期（7～9月）が554羽、秋期（10～12月）が1,978羽、冬期（1～3月）が1,755羽である。

(2) ねぐら・コロニーの分布状況

令和5年度のセンターの調査では、県全体でねぐらが24か所、産卵が確認されたコロニーが4か所確認されており、コロニーについては人目に付きにくい山間部に点在していることが多いが、河口の大規模ねぐらにもコロニーが確認された。

(3) カワウによる被害状況

カワウは、海水域や汽水域、淡水域と幅広い水域で潜水して魚類を捕食することが知られており、本県で調査した胃内容物の結果からも様々な魚種が確認されている。

カワウに捕食された魚全てが人間に利用されるものではないことに留意する必要があるものの、その中には、アユを中心にウナギやヤマメといった有用魚種が確認されており、アユの捕食量は令和4年度の調査で年間約25tと推定される（表1）。

表1：令和4年度の調査によるカワウによる推定捕食量

魚種名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
アユ (kg)	1,112	809	671	1,100	2,254	2,621	4,536	6,603	4,480	809	154	0	25,149
ヤマメ (kg)	8	0	0	27	0	0	0	0	0	0	0	0	35
ウナギ (kg)	244	0	0	0	0	0	0	1,722	0	0	0	0	1,966

※センターによる飛来数調査と宮崎県内水面漁業協同組合連合会による胃内容物調査結果を用いて算出

(4) カワウの駆除状況

本県におけるカワウの駆除は内水面漁協を中心に実施されており、その推移は年々増加している（図1）。

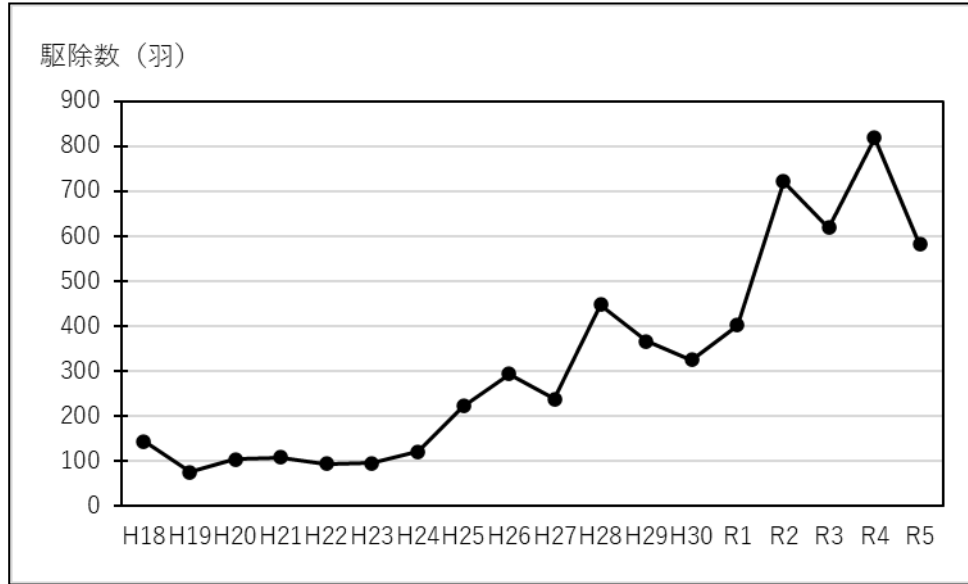


図1 カワウ駆除羽数の推移（内漁連調べ）

3 目標

本県で確認されているカワウは他県からの越冬飛来が主体であるが、近年、春季から夏季の残留個体によるコロニー形成が確認されているため、餌場での駆除や追い払いなどの対策やコロニーでの繁殖抑制を行うことにより、令和4年度の春季から夏季（4月～9月）における延べ個体数932羽を抑制することを目標とする。

4 被害対策

被害対策においては、無作為な対策が個体群の移動や拡散を生じさせ、かえってカワウの駆除や対策を困難とする状況を招くため、以下に示すとおり、センターを中心にカワウのねぐら・コロニーや餌場の位置、個体数の規模等を包括的に把握し、被害の軽減を図る個体群管理を実施する。

(1) 生息状況の把握

県内全域を対象として、センターや管理区域に該当する内水面漁協が、生息状況調査やねぐら・コロニーの分布調査等のモニタリングを実施する。

(2) ねぐら対策

基本的にはセンターや管理区域に該当する内水面漁協がモニタリングによる監視を行うこととするが、対策を講じる必要が出てきた場合は、水系内の内水面漁協が一体となり、センターと連携しながら実施する。

(3) コロニー対策

センターを中心にドライアイスの投下や、ビニールひも等による営巣の防除により、拡散を防ぎながら繁殖の抑制やコロニーの除去等を実施する。

(4) 餌場での対策

内水面漁協を中心に、銃砲や罟等を用いた駆除、花火や爆音機等による追い払い、テグスや網等を用いた着水防止による食害対策を基本とし、アユの産卵場など被害を防除すべき箇所を中心に実施する。

5 年次行動計画

被害対策を計画的・効果的に実施するため、センターを中心に水系毎の生息状況や被害対策の方法等を記載した年次行動計画を作成し、宮崎県内水面漁業連合会や漁業者の代表などで構成する宮崎県水産業・漁村振興協議会内水面部会（以下「内水面部会」という。）が承認を行う。

6 推進体制

年次行動計画の確実な推進を図るため、内水面部会において、本計画の進捗状況の管理を行うとともに、関係団体と連携した一体的な対策を推進することとする。また県は、これらの対策を支援し、市町村は鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害防止計画の取組を推進する。